

令和5年度

定期監査結果報告書

鳥羽市監査委員

鳥 監 第 10 号
令和 6 年 3 月 13 日

鳥羽市長 中村 欣一郎 様
鳥羽市議会議長 河村 孝 様
鳥羽市教育長 小竹 篤 様
鳥羽市選挙管理委員会委員長 勢力 吉男 様
鳥羽市公平委員会委員長 大久保 有規 様
鳥羽市農業委員会会長 上村 達男 様
鳥羽市固定資産評価審査委員会委員長 右江 裕喜子 様

鳥羽市監査委員 村林 守
鳥羽市監査委員 木下 順一

令和 5 年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施しましたので、同法同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1 監査基準

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号（以下「法」という。））第 198 条の 4 第 1 項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日鳥羽市監査委員告示第 2 号）

2 監査の種類

法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査（鳥羽市監査基準第 7 条第 1 号）及び法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査（鳥羽市監査基準第 7 条第 2 号）

3 監査の対象

（1）対象事務

令和 4 年度中の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政全般

（2）実施期間及び対象部署

年 月 日	対 象 部 署
R5.6.26	水道課
R5.6.30	消防本部・署、観光商工課、議会事務局
R5.7.5	監査委員事務局、市民課、建設課、税務課
R5.7.12	健康福祉課（社会福祉事務所）
R5.7.18	教育委員会事務局
R5.7.21	定期船課、農林水産課
R5.7.25	会計課、環境課
R5.8.1	総務課（公平委員会）、選挙管理委員会
R5.8.3	企画財政課
R5.10.5	神島小学校、神島中学校、神島保育所
R5.10.26	相差保育所、弘道小学校
R5.10.31	鳥羽小学校、あおぞら保育所、かもめ幼稚園
R5.11.2	菅島保育所、菅島小学校

4 監査の着眼点

令和 4 年度中の各課等における事業管理、庶務・人事管理、財務・会計管理、財産・物品管理が適正に行われているかを主眼とした。

5 監査の実施内容

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査に必要な調書の提出を求め、予備審査を行い、関係諸帳簿、書類等を抽出確認するとともに、事務事業の執行状況や疑義等のある事項について関係職員の説明を受けた。

6 監査の結果

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった令和4年度中の各課等における事業管理、庶務・人事管理、財務・会計管理、財産・物品管理は、一部の事務について適正を欠く事務が見られたものの、法令等に反した事例はなく、総体としては概ね適正に処理されているものと認められた。

監査結果として報告すべき指摘事項、所見の件数は次のとおりである。

課等名	指摘事項	所見		
	是正・改善事項	注意事項	検討事項	努力・要望事項
水道課				2
消防本部・署			1	2
観光商工課	1		1	2
議会事務局			1	
監査委員事務局				
市民課			5	
建設課	1	3	2	2
税務課				1
健康福祉課（社会福祉事務所）		3	3	4
健康福祉課（保育所）				
教育委員会事務局（総務）		2		1
教育委員会事務局（学校教育）		1	1	3
教育委員会事務局（生涯学習）	1		2	
教育委員会事務局（幼・小・中）				
定期船課			1	1
農林水産課（農業委員会）	2	3		1
会計課			1	
環境課		1		3
総務課（公平委員会）			3	1
選挙管理委員会		1	1	
企画財政課		1		
計	5	15	22	23

今後とも、事務執行にあたる職員一人ひとりが自身の職責を十分認識し、漫然と事務処理を行うことなく、より一層の市民サービスの向上を目指して透明性の高い事務処理に努められたい。

監査における是正又は改善が必要である事項は次のとおりであり、是正又は改善が必要と認められた課においては、速やかに適切な措置を講じられたい。また、講じた措置については、監査の報告等に係る事務取扱基準第4条第3号に基づき、監査報告日から6月以内に報告されたい。

なお、定期監査に併せて実施した行政監査の結果については、別途末尾に掲げたので、参照のうえ、行政事務の改善に努められたい。

《是正又は改善が必要であると認められる事項》

観光商工課

- ① パールロード面白展望台公衆便所清掃委託業務について
作業日報では、仕様書で記載された清掃状況の把握ができなかった。
仕様書に基づく作業内容が確認できる作業日報へ様式を改められたい。

建設課

- ① 部分下請負通知書について
台風 15 号に伴う市道神島西海岸線外 1 線災害復旧工事及び令和 3 年国災第 36・37・38 号普通河川真菰川（右岸）河川災害復旧工事における下請負業者への注文書工期が、市への部分下請負通知書の提出日以前の日付になっていた。
今後は、下請負業者の着手以前に提出するよう改められたい。

教育委員会事務局 生涯学習課

- ① NITTAIDAI×自治体フォーラム 2022 参加負担金について
支出負担行為の起票が遅延していた。
支出負担行為の起票を失念することの無いよう、常に執行状況の把握に心がけ、適正な執行管理を徹底されたい。

農林水産課

- ① 支出負担行為について
支出負担行為の起票が遅延しているものが散見された。
契約伺や補助金交付決定起案時には、支出負担行為伺票を添付するようにし、常に執行状況の把握に心がけ、適正な執行管理を徹底されたい。
- ② 部分下請負通知書について
加茂地区農業用水路改良工事、相差漁港陸閘長寿命化工事、坂手漁港護岸機能保全工事の 1 における下請負業者への注文書工期が、市への部分下請負通知書の提出日以前の日付になっていた。
今後は、下請負業者の着手以前に提出するよう改められたい。

7 監査の所見

本監査により確認された事実をもとに、下記のとおり所見を述べることにした。
各課等の事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し、記載を省略した。
なお、所見は、各課ごとに記載するとともに、複数の課でみられる等、全庁的に注意を払うべき事項については「共通事項」として記載したので、事務の参考とされたい。

《 共通事項 》

① 委託業務の入札・契約事務のマニュアル作成について

定期監査において、特に入札・契約事務について事務改善を求める事案が毎年多々見受けられる。指摘等に対して所属からは改善する旨の返答がなされるが、同じ過ちが繰り返される事案や各課に対する指摘等が他の部署に生かされず同様の誤りが発見される事案などが散見される状況にある。

これらの誤りの発生原因としては、「決裁時における書類の確認もれ」、「手順・ルールにのっとらない処理によるもの」、「根拠法令等の確認不足による誤り」などによるものであるが、本市においては、特に委託業務について、入札・契約事務のマニュアルが存在していないので、明確な手順・ルールが定まっておらず、現状では、職員個人の経験や知識等により事務手続を執行している状態であり、そのため対応や処理の仕方が異なることがあり、組織として一定の業務水準が保てていない。

マニュアルの整備は不祥事防止や事務のミス防止に有効であり、これらの状況を繰り返さないための再発防止策として、早急に整備を進める必要があると考える。

水道課

【事務の執行について】

水道事業においては、社会的な動向を注視し、基本料金の減免措置などに対応するとともに、合理的な事業運営に努め、安全で安心な水の安定供給のため昼夜かわらぬ職員が常時小修繕に対応するなど努力をしている。今後も、現時点での良好な経営状況を活かして中長期的な展望のもと適切な投資に努められたい。

管路の更新にあたっては、災害時の影響や今後の水需要も視野に入れた更新計画により進めるとともに、財源の確保や更新時期の平準化による経営面への影響についても検討されたい。

下水道事業においては、令和6年度での公営企業会計への移行を控えている。将来にわたり、安定した下水道サービスの維持や業務効率向上のため、既存の公営企業組織である水道事業と共通事務の一元化や経営ノウハウの共有などを検討し、経営改善努力を尽くされたい。

【所見】

(努力・要望事項)

① 地方公営企業法適用に向けた取り組みにおける資産管理について

令和6年度の企業会計予算調製時には、今後の決算審査時等の監査への影響も考慮し、必要な情報の集約や適切な資産管理に努められたい。

② 専門的知識・技術の継承について

漏水などの緊急対応は、現職員の知識、経験により対応しているが、今後の職員体制を考慮するうえで、専門的知識・技術を必要とする職員を採用・育成し、健全な状態で水道事業が持続できるように努められたい。

消防本部・消防署

【事務の執行について】

離島救急搬送について、自船保持者やチャーター船事業者が減少するなど困難な状況の中、離島住民の搬送協力者調査や事業者との意見交換を行うなど体制の維持・確保に努力しており、令和5年4月より離島救急搬送の補助金を増額した。今後も引き続き離島救急搬送体制の充実・確保に努められたい。

【所見】

(検討事項)

① 消防団格納庫の集約化について

消防団の活動拠点となる団格納庫は、現在市内33か所あり、厳しい財政状況を背景として、その使用年数の長期化が顕著となっている。不良箇所については計画に沿って順次修繕を実施しているが、今後、耐震化されていない建物から順次建替えを進めていく際には、部の統合を含めての改築や廃止も地元と協議しながら進めていく必要がある。車両、格納庫や詰所の更新などを計画的に行い、より消防団員が活動しやすい環境整備に努められたい。

(努力・要望事項)

① 庁舎附属設備の整備について

「鳥羽市消防庁舎建設基本計画」に基づき庁舎等の建設整備を進められており、主訓練塔については令和8年度の整備予定である。ホテル等、高所の建物が多い本市において、高所階への訓練に必要な主訓練塔は早期の整備が求められるものであるため、今後も引き続き関係各課と協議を重ねるとともに、総合的な消防力の整備・充実を目指し、安心安全な消防体制の充実を図られたい。

② 救急搬送体制の確保について

離島救急搬送の補助金を増額したことによる影響については、現地で話を聞くことで充実させ、救急搬送体制の確保に取り組んでいただきたい。

観光商工課

【事務の執行について】

地域共生社会の実現のため、ラッピングバスや近鉄との合同キャンペーンなど、その移動手段である各公共交通機関を盛り上げ、活性化を図っている。

一方、利用の少ない施設等に関しては基本的に閉鎖の方向で検討されており、その一環としてミニパークトイレの解体工事を行い閉鎖した。近畿自然歩道の維持管理については地元町内会等へ委託しているが、高齢化や人手不足もあり業務を委託できない町内会が出てきている。

今後とも取捨選択の検討を重ね、中長期的な視点を持ちながら、その時々々の社会情勢に柔軟に対応した取組を進められたい。

【所見】

(検討事項)

① 入湯税及び観光振興基金について

入湯税の収入については、3月20日頃に収入を確定し、積立金や補助金の決定を行っており、収入確定以後の年度内収入については次年度に観光振興基金へ積み立てられていた。収入分の取り扱いについては、繰越金と積立金では処理が異なるため財政当局と検討されたい。

(努力・要望事項)

① 鳥羽市観光プロモーション事業について

観光客誘致について柔軟な発想でアイデアを出し合い、効果的な広告宣伝活動を展開し、本市への観光客の誘致を促進することを活動方針とし、鳥羽市の広告動画や鳥羽市の魅力を伝える特設サイトを制作している。

この広告を通して、特に1月～3月にかけての観光施設利用者客数が大きく伸びており効果があったと考えられることから、これらの活用により、鳥羽の良い情報を引き続き発信することに努められたい。

② 地域の仕事魅力発信事業について

新卒者や若年者を中心に長期的な取組みとして県内の高校生等を対象に市内の事業所を見学する「職場見学ツアー」や鳥羽高校と連携した「鳥羽しごとガイダンス」等を実施している。

人手不足の根本的な解決策としては、離職率を低下させ、長期就労に繋げることが重要であることから、職場環境の向上のため、経営者層への啓発事業や従業員のスキルアップ事業等を検討されたい。

議会事務局

【事務の執行について】

これまでも多くの議会改革を進められており、議会改革度調査 2022 総合ランキングは、105 位となり、前年度より 39 位上昇している。

これは、議員定数の改定にあたり公聴会を開催したこともあり、「開かれた議会」としての評価が上がったと思われる。また、「開かれた議会」を推進するため、正副議長の記者会見などの情報発信を行い、議会に対する市民の関心を高める努力をされている。事務方にとっては、その下支えとして努力している。

今後も引き続き議会改革と議会活性化に取り組まれるよう望むものである。

【所見】

(検討事項)

① 会議録作成業務の音声認識ソフト活用について

現在、会議録の作成業務は外部委託されている。

内部での作成は、時間と経費の削減につながることから、音声認識ソフトの精度向上の動向に注視されたい。

監査委員事務局

【事務の執行について】

監査基準の改正により監査の専門性が求められることや、監査制度の充実強化のため、さらに研鑽を積みつつ実効性の高い監査に努められたい。

市民課

【事務の執行について】

マイナンバーカードの普及率を高めるため、休日窓口や延長窓口を開庁するなど努力をしている。市民活動においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、実施方法を工夫して事業を進めていた。また、自治会連合会や国際交流など市民活動を行う団体は地域コミュニティや関係人口づくりに大きく関係するため、それらについても取組を検討されたい。

国民健康保険特別会計については、団塊の世代の後期高齢者制度への移行や人口減などにより被保険者数が減少していることにより、保険給付費の減少が見られる。被保険者数や受診内容の動向を見据えた長期的な財政の影響も考慮されたい。

【所見】

(検討事項)

① 消防用設備等点検結果報告書について

神島総合開発センターの火災報知器が不良のまま、令和5年度の点検時期に改修予定とのことであった。令和4年度の消防点検が令和5年3月であることからすると対応が遅いように思う。

点検と修繕を個々に行うか、点検時期を前倒しし、早期に修繕されることを検討されたい。

② 桃取コミュニティセンター指定管理業務について

交流事業費について、大学生の体験活動において人数が多かった等の関係で宿泊施設ではなく桃取小学校を利用するなどしたため費用を計上していなかった。

コミュニティセンターを拠点とする事業であれば事業費として計上できることから、事業内容の見直しを検討されたい。

③ 畔蛸、船津、答志、答志和具各コミュニティセンター指定管理業務について

桃取コミュニティセンターと異なり、自主事業、交流事業の実施が明記されていない。町内会予算も厳しく、事業実施が困難であるとのことであった。

今後は指定管理業務としての自主事業の予算化を検討されたい。

④ 鳥羽市自治会連合会活動事業への補助について

補助金の交付要綱に対象経費が明記されてなかった。

補助の必要性を明確に記載していただくように検討されたい。

⑤ 国民健康保険事業の財政運営について

平成30年度からの財政一元化により、三重県として赤字の解消、法定外繰出しを行わない、令和11年度までに県内どの地域に住んでも同じ保険税水準にする、医療費の適正化といった財政運営を目指しており、4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から資産割をなくす3方式に統一するよう決定された。

資産割をなくすことは、所得割の増加に繋がるため、国保税激変緩和措置を検討されたい。

建設課

【事務の執行について】

全国的に空家等の増加が問題となる中、「鳥羽市空家等対策計画」を策定し、空家等の利用の促進や地域住民の生活環境の保全に向け、空家等対策事業に取り組んでいる。令和4年度は空き家バンクの運営業務を直営から委託に変更し、専用のホームページを開設することで、利用者の利便性の向上を図っている。これにより、登録件数や内覧件数も増加し、職員の負担軽減にも寄与している。

工事所管課として多くの工事を施工する中、市が所管する施設等の多くが老朽化していることなどから各課からの修繕委託が増加している。また、災害復旧工事の増加や大規模な工事等の委託や国等の補助事業等による工事委託など複雑な業務も増え、職員の業務量

は年々増加している。今後は、設計業務の外部委託を行うなど、職員の事務負担軽減を図られたい。

【所見】

(注意事項)

- ① 市道第二大廻り線用地測量業務について
業務委託請負変更契約書に必要な変更工程が添付されていなかった。
受託業者からの提出漏れとならないよう、契約担当において提出された書類の不備等を確認するよう注意されたい。
- ② 令和4年国災第67号普通河川奥谷川河川災害復旧工事について
施工状況写真の一部に不明瞭のものが見受けられた。
施工状況確認のための写真は、しっかりとその状況が確認できる写真を添付するよう注意されたい。
- ③ 安楽島市営住宅433号修繕工事、403号修繕工事について
それぞれの簿冊について、別々の簿冊に別の内容の契約書等が添付しているなど混同されており整理がなされていなかった。
適正な書類管理をするよう注意されたい。

(検討事項)

- ① 鳥羽市雨水管理総合計画及び全体計画策定業務委託について
入札結果を発表した直後に、最低制限価格を下回った2者から、最低制限価格に疑義があると申し出があり、入札担当者と設計者とで、2者から聞き取りし、調査を行った。その結果、設計書の項目の一部において、諸経費への反映漏れの違算があることが判明したため、入札を中止したうえで設計書の内容を見直し、再度入札を行っている。
違算判明後、適正な処理ができたことで、場が混乱することなくおさまったものの今後もチェック体制などの強化について検討されたい。
- ② 市道神島西海岸線外1線転落防止策設置工事について
工事写真帳において、監督員が立ち会っていないものを段階確認に使用していた。
机上でも段階確認は可能と仕様書に明記されており、その場合は写真撮影時にスケールをあてるなど、撮影方法を検討されたい。

(努力・要望事項)

- ① 鳥羽市公園遊具施設点検業務について
公園遊具施設点検業務において、昨年度指摘した箇所において、今年度も継続して同じ4箇所がC判定の状態のままであった。
早期に修繕、改修、撤去の方針をたて、市民が安心安全して利用できる施設となるよう努められたい。
- ② 市道森崎村山線道路改良工事について

工期について、2度の工期延長が行われていた。1度目の工期延長については、支障物件移転(電柱移設等)に係る工事着手の遅延により、工事の進捗が遅れたことによる工期延伸であり、2度目の期延長については、工事区間終点側、道路本線の取付道路端部に柵及び排水側溝を施工し、民地(住宅地)乗入部分の取付舗装の増工に伴う工期の延伸であった。

ほかの事業等に影響がある場合も考えられるため、出来るだけ遅延のないような計画を立てることに努められたい。

税務課

【事務の執行について】

亡者課税に関する相続人調査については、令和6年より相続登記の義務化が始まる予定であり、それに伴い代表相続人の選任が促進されるよう「義務化スタート」のお知らせを納税通知書の同封チラシに掲載し周知を図っている。

亡者課税問題の解消は、空き家の問題解消にも繋がることから、今後の推移に注視されたい。

【所見】

(努力・要望事項)

① 市税等の徴収強化について

現年・滞納繰越分を合わせた市税全体の収納率は、前年度より0.3ポイント増の94.5%となり、現年度分については、0.6ポイント減の97.6%となった。

コロナ禍での徴収猶予の適用期間が終了したため、本来の制度に基づく徴収事務の執行が市民の理解を得られるよう努力を続け、引き続き徴収強化に取り組まれたい。

健康福祉課

【事務の執行について】

多様化する地域課題の解決に向けて、地域福祉の推進を図っていくことがますます求められており、本市の重要課題である地域共生社会の実現に向け、保健福祉センターひだまりを福祉の総合相談拠点として、重層的支援体制及び相談支援体制の強化に努められていた。

財政援助を行っている鳥羽市社会福祉協議会は市とともに地域共生社会の実現を果たすべき団体であることから、今後も連携を強化し業務に励まれたい。

【所見】

(注意事項)

① 腎不全患者の腹膜透析管理における機器賃貸借契約の締結について

見積書において、消費税額が誤記載されたまま契約を締結していた。

今後は適正な事務執行を行うよう注意されたい。

② 地域包括ケアシステム保守委託について

契約事務に係る支出負担行為の起票が遅延していた。

契約伺の際に支出負担行為伺票を添付するようにし、常に執行状況の把握に心がけ、適正な事務執行を行うよう注意されたい。

③ 全自動小型高圧蒸気滅菌機（HF260）購入について

検収調書における検収場所と契約書における履行場所に相違があり、確認したところ契約書の履行場所の誤記載が判明した。契約書の訂正を行うとともに、今後は適正な事務執行を行うよう注意されたい。

（検討事項）

① 相談支援事業について

仕様書に記載された、半期ごとに提出されるべき業務報告書の内容が、人数報告のみにとどまっていた。

実績人数だけでなく、業務内容の確認ができる様式への改正を検討されたい。

② 旧安楽島保育所及び旧坂手保育所について

令和5年3月31日で用途廃止し、4月1日から普通財産使用貸借契約を各地元町内会と締結している。

鳥羽市公有財産管理規則第5条において、普通財産は原則総務課が管理することと既定されており、普通財産の扱いについては、行政財産当時の所管課だけで考えるのではなく、市全体で活用法を考えるものであるため、所管換えの方法の見直しを含めた検討をされたい。

③ 高齢者寄り合い拠点運営事業について

このサービスは要介護認定を受けるまでの者以外利用できず、途中で介護度が重く出たり、更新の時期が来る等、サービスの対象外になった者が多くいたということもあり、ここ数年は執行率が低くなっている状態となっている。

昨年度同様、執行率が低いため、効率的な予算執行や事業の見直しを含めた予算計上を検討されたい。

（努力・要望事項）

① がん検診（乳がん・子宮頸がん・肺がん・結核・喀痰）業務委託について

予算見積額に対し、執行率は82.7%となっている。

予算人数の見積もりに関しては、可能な限り、実情に応じた予算措置に努められたい。

② 市立診療所から出される特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処理業務にかかる単価契約の見積依頼について

1社随契の理由として契約内容を取り扱っている三重県内の業者がひとつしかないということであった。

入札参加資格者名簿を確認したところ、現在では他にも取扱業者が存在するため、今後は、確認後の契約事務を執行に努められたい。

③ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書について

点検の結果、誘導灯及び誘導標識において不良と判定されており、措置内容として生産中止の為要機器交換と記されていた。

現状、通常通り点灯しているが、安心安全にかかわることでもあり、早めの対応に努められたい。

④ 社会福祉協議会補助事業について

市社会福祉協議会の運営においては、時代背景と共にこれまで実施していた自主事業（介護保険事業、障害福祉サービス事業）を縮小し、事業積立金を切り崩しながら運営を維持してきた経緯がある。

市として、法人運営補助(人件費)による支援をしているが、事業積立金が多くあるという理由から、当初 100%であった補助割合を令和元年度からは 50%としてきたが、事業積立金の取り崩しに依存する社協運営を継続することは望ましい状況ではないことから、令和 4 年度から運営補助割合を 75%に上げていた。

運営費の補助ということであれば、監査の必要性があることから運営や補助の内容についても把握できる状況の継続に努められたい。

健康福祉課（保育所）

【事務の執行について】

事務処理について、特に大きな問題もなく処理されていたものの、手書きで処理する細々とした事務処理が多く、職員の負担になっていると見受けられた。

電子化を促進し、事務の簡略化、削減に努められたい。

施設、設備の修繕に対しても、職員独自で工夫し臨機応変に対応されていた。

教育委員会事務局 総務課

【事務の執行について】

学校の統廃合が進む中、残された廃校舎の利活用や管理が懸案となっており、活用方法等について公有財産検討委員会を開催するなどして全庁的に検討し、よりよい施設の利活用及び管理を推進されたい。

【所見】

(注意事項)

① 高校生通学費等補助金申請書について

申請書において、支払い委任の欄が空欄になっているものが見受けられた。

委任されていないものは、請求書を申請者から徴収する必要があるため、提出時の書類の確認を徹底するように注意されたい。

② 令和 4 年度鳥羽市小中学校等遊具保守点検業務委託について

定期点検総括表とそれに付随する資料において相違している箇所が見えられた。

結果が A（現状は安全）と C（劣化していて使用不可）では大きく異なるため、業者から点検結果の報告時に資料の確認をしっかりと行うよう注意されたい。

（努力・要望事項）

① ICT ヘルプデスクについて

市が所管する校務用 PC、県が所管する教職員旅費システム PC、PTA が所管する PC などが混在しており、所管が多岐に渡ることから管理が複雑になっている。

これらについては、混同することなく整理し、特に校務用 PC については十分な管理に努められたい。

教育委員会事務局 学校教育課

【事務の執行について】

令和 2 年度に整備したタブレット端末の耐用年数が約 5 年であることから、更新計画の検討に迫られている。

今後の国の動向にも注視しながら、更新計画の策定及び維持管理や使用についてのルールづくりに努められたい。

【所見】

（注意事項）

① 学校受水層及び高架水槽管理業務について

鳥羽中央共同調理場における清掃実施工程表に未記載の箇所が見受けられた。

請負業者へ指導し、今後は適正な事務処理を行うよう注意されたい。

（検討事項）

① 学校給食運営事業について

給食会計については、現在私会計で対応しており、各校において給食費の徴収事務など負担となっている。

本来、行政サービスの提供に係る負担は、条例等に基づいて支払いを求めるべきであり、透明化の推進のためにも公会計化の検討をされたい。

（努力・要望事項）

① オージオメーター点検校正手数料について

入札参加資格者名簿に登録がない業者との契約であったため契約理由の説明を求めた。契約規則の特別な理由に限ってはそれに限らないということになっており、規則に反するものではないが、特別な理由がある場合は、明記されるよう努められたい。

② 鳥羽市教育研究推進校事業について

事業に対する補助金は、毎年指定される推進校に対し交付されており、補助対象となる備品の管理は、推進校の持ち回りで行われている。

持ち回りとなると管理責任が曖昧となることから、新たに団体を作り、そこで備品台帳を作成のうえ管理されるよう努められたい。

③ 外国語教育推進事業について

英語検定については、小学校6年生と中学校2年生全員が受検し、中学校1年生、中学校3年生が希望受検しており、英語に対する理解度の進捗が見られる。

現在、菅島で行われている観光案内を英語で行うなど、国際観光都市にふさわしい子どもたちの教育となるような新たな機会の場の創造に努められたい。

教育委員会事務局 生涯学習課

【事務の執行について】

文化財保存推進事業について、国の補助を受けて実施している旧鳥羽小学校外壁の改修工事は令和6年度で終了し、教育委員会としての基本方針に変更はないものの、利活用方法については、未定となっている。財政的見地からは、補助申請時と異なる目的で使用する場合、補助金の返還が発生することもあるため、利活用には注意されたい。結果的に、市民から残してよかったと思われる施設となるよう望むものである。

【所見】

(検討事項)

① 市P連補助金について

予算に対し、収入額は増加し、支出額が減少したため繰越金が増加している。

繰越金の増加に比べ、市の補助金は些細な金額なため、決算全体では、それほど補助金が過大だという印象はないが、補助金の使途が明確に記載された要領の作成について検討されたい。

② 防火対象物点検結果について

該当施設における点検時に書類の確認ができなかったため判定が不備となっている。

書類については、教育委員会内で保管されていたため、点検時の取り扱いについて、保管場所、保管方法の検討されたい。

教育委員会事務局 幼稚園・小学校・中学校

【事務の執行について】

限りある予算を公平に配分するために各学校において備品要望書を作成したうえで、購入決定するなど工夫をされていた。今後も安全・安心な学校施設の管理運営・教育環境の充実に努められたい。

定期船課

【事務の執行について】

地域交通事業においては、かもめバスのキャッシュレス決済の導入やバスの乗り方教室を高齢者以外にも対象を拡大し、鳥羽小学校 5.6 年生に対して実施するなど利用者の利便向上を図るための取り組みに努められていた。事業の広域的な周知をし、市民だけでなく観光客に対しても公共交通の利用促進の取り組みに努められたい。

【所見】

(検討事項)

① 船員の確保について

特に若年層の船員が不足していることから、鳥羽海事事務所と連携した募集活動や、水産高校への声掛け、全国的なネットワークによる周知を行っている。

職場の実情を周知するために、インターンシップや職場体験の活用を検討されたい。

(努力・要望事項)

① 収入増加施策案について

周遊券について、利用可能な 4 日間の間佐田浜へ帰ると回収されるという運用や周遊券という名称からすべての島を周遊できる便があるものと勘違いされトラブルが起こることがあり、今後のデジタル化を見据え、鳥羽市定期航路事業運営審議会及び地域公共交通会議において審議、協議を予定している。

離島住民が減少する中で定期船運営を維持するには、観光客による収入の増加が必須となる。

離島の旅は魅力的で、旅行の空気感の醸成にも関わるため上手に観光に生かしていただきたい。

また周遊券について、駐車場とのセット販売の検討に努められたい。

農水商工課（農業委員会）

【事務の執行について】

自然災害の増加や激甚化に伴い、農地や農業施設の災害復旧事業も増加する傾向にある。災害復旧事業時の場合は、人員が不足し、通常業務の遂行に支障をきたすため、職員の事務負担軽減に努められたい。

【所見】

(注意事項)

① 令和 4 年度耕作条件改善事業等について

控え用のカラーコピーが誤って正式文書として簿冊に綴られていた。

控えをとる場合は白黒印刷で行い、適正な事務執行を行うよう注意されたい。

② 農道大湊本線道路改良工事について

契約伺いに添付されている見積書の日付が空欄で提出されていた。

今後は適正な事務執行を行うよう注意されたい。

③ 苔ヶ瀬農道側溝土砂撤去工事について

契約書に添付されている仲裁合意書の日付及び市長印が抜けていた。

契約書は非常に重要な文書であるので、細心の注意を払い、適切な事務執行を行うよう注意されたい。

(努力・要望事項)

① 小浜漁港他 2 漁港標識灯点検業務について

沖消波ブロックや北防波堤等の灯部に異常が見受けられた。

安全設備であり、点検結果で異常が出ているのであれば現状使用に問題がなくても、消えてしまっただけでは手遅れとなるため、早めの対応に努められたい。

会計課

【事務の執行について】

法令等に因り、公金の審査支払・収納事務等、適正な事務執行に努められている。

来年度、実施が予定されている振込手数料の有料化については、振込件数の削減のため、物品購入の取りまとめや支払回数を減らすこと等について各課に依頼を行い、事務の効率化にも繋げていくとともに、会計事務の適正化を図るため、会計規則に基づき適正な事務執行がなされるよう各課等への指導に努められたい。

【所見】

(検討事項)

① 切手類受払簿について

鳥羽市公金等の取扱いマニュアルにおいて、切手類等については、受払簿等を備えて整理するとあるが、受払簿様式等が示されておらず、各課等が適正に管理・保管しているか確認できていない状況にある。

今後については、様式等を示した上で、各課等が受払簿等を整理し会計課に提出するなど、適正に管理・保管されているのか確認できるよう検討されたい。

環境課

【事務の執行について】

堅神火葬場については、昭和 62 年に建築され、築後 36 年となる。平成 23 年度に作成された長寿命化計画に基づき、毎年修繕や改修等を実施している。引き続き、長寿命化計画を実施していくとともに、計画から 10 年以上を経過していることもあり、施設の状態に対応した計画自体の見直しについても検討されたい。

【所見】

(注意事項)

① 離島霊柩輸送費補助金交付申請書について

申請書の提出は輸送日より1か月以内と規定されているが期限を超過している申請が見受けられた。

1か月後が閉庁日の場合の規定がないため、受付要領を別に作るなど、明確にするよう注意されたい。

(努力・要望事項)

① 一般廃棄物収集運搬車両海上輸送業務委託について

入札時に提示された最低価格と予定価格が大きく乖離し、不落となっており、最低価格を提示した業者と予定価格内の金額で随意契約を行っていた。

市の積算は、確実な根拠に基づく必要性があるため、今後も積算技術の精度の向上に努められたい。

② 飼犬等避妊手術費補助金交付申請書について

申請期限である術後30日を超過した申請書が見受けられた。

今後とも市のホームページや広報誌を活用し、周知を徹底するとともに、交付要綱に基づく適正な事務執行に努められたい。

③ 入札・契約事務における研修について

研修において、各入札方法の実務、指名業者への適正な対応、入札時に発生したレアケースへの対応、各契約時に必要となる書類を把握し、適正事務に努めている。

研修の受講だけにとどまることなく、実務を通して職員の資質向上に努められたい。

総務課（公平委員会）

【事務の執行について】

庁内における業務の効率化の一環としてタブレット端末を導入し、その活用について検証している。その中で、セキュリティの確保の課題が懸念されるものの、印刷物の削減や情報共有における即時性の高さなど、一定の効果が見られるとのことである。今後も、庁内用PCとは異なる業務での有効な活用方法を見出し、事務負担の軽減や市民サービスの向上に努められたい。

高度化多様化する市民ニーズに応えるため、職員一人当たりの業務量は増加傾向にある中、職員のメンタルヘルスケアは大きな課題となっている。職場の業務内容だけでなく人間関係のことなど総合的なメンタルヘルスケアに努められたい。

【所見】

(検討事項)

① 総務課委託業務における特命随意契約の割合について

全 54 業務のうち、83.3%にあたる 45 業務が特命随意契約となっていた。

庁舎維持やシステムの保守にかかる業務が大半を占めており、緊急時の対応や当該業者しか対応できない案件が多いものの、価格の適正性や公平公正性の観点から改めて特命随契約の必要性について検討されたい。

② 庁内情報化推進事業について

現行の PC をリースによる運用に切り替え、業務環境を安定的な維持・管理の可能性について検討しているとのことであった。

庁内決裁や出退勤の管理、出張命令の報告等もオンラインですべて出来るようなシステムの導入も併せて検討されたい。

③ 西庁舎の管理運営について

西庁舎については、現状の施設を修繕して維持することで最も安価で安全な管理をしていくという方向性であった。

本庁舎とともに耐震化や空調設備の更新など施設の延命が図られているものの、建設以来相当の年数が経過していることから、今後も改築・移転などを含め継続して検討されたい。

(努力・要望事項)

① 西庁舎清掃業務について

委託契約書によると、請負者は随時又は作業完了後、市に作業実施内容を業務日誌等で報告し、承認を受けなければならないが、承認は口頭承認によるものであった。

業務日誌の様式には承認の欄があることから、今後はこの欄の活用に努められたい。

選挙管理委員会

【事務の執行について】

選挙管理委員会は、選挙の管理執行にあたるほか、平時を含めて明るい選挙の推進に努められている。今後も投票率向上の取組を推進するとともに、公正な選挙の執行に努められたい。

【所見】

(注意事項)

① 参議院議員選挙ポスター掲示板設置及び撤去業務委託について

業務委託完成写真に個別の設置後、撤去後の日が記載されてなかった。

設置後及び撤去後すぐに、口頭で連絡を受けていたとのことであるが、写真に日付を明記するよう注意されたい。

(検討事項)

① 参議院議員通常選挙資料作成等業務委託について

選挙入場券の作成業務において、購入した用紙 19,000 枚に対し、作成された入場券は 15,568 枚 (81.9%) であった。

テストプリント及び白紙入場券としての利用があるとのことであるが、今後は有権者数の動向も鑑みながら作成枚数を検討されたい。

企画財政課

【事務の執行について】

地域おこし協力隊インターンについて、2週間の期間を設け、現役の協力隊員の下で隊員としての実際の活動や生活を具体的にイメージできるように創設している。年齢制限はないが、2週間連続で活動できるとなると社会人では困難で、ほとんど学生が占めているとのことであった。今後も継続して実施するために週末に数回に分けて実施するなど、利用しやすい環境改善を望むものである。

地域活性化企業人制度を活用した派遣に関する協定は、鳥羽市が現在進めている課題や具体化すべき事業について、主に PR・プロモーション活動の分野に関する知見やノウハウを活かし、方策を形づくるための伴走支援・助言を業務としている。制度自体は終了したものの、これまでの繋がり活用し、相談できる関係性を継続されることを望むものである。

【所見】

(注意事項)

① 契約事務に係る支出負担行為について

支出負担行為の起票が遅延しているものが見受けられた。

常に執行状況の把握に心がけ、適正な執行管理を徹底されたい。

行政監査

1 監査基準

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号（以下「法」という。）」第 198 条の 4 第 1 項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日鳥羽市監査委員告示第 2 号）

2 監査の種類

法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査（鳥羽市監査基準第 7 条第 2 号）

3 監査の対象

鳥羽市補助金等交付規則（昭和 49 年 6 月 28 日規則第 7 号（以下「交付規則」という。）」及び要綱・要領

4 監査の着眼点

令和 4 年度中の各課等における補助事業が交付規則のほか適正な要綱、要領に基づき行われているかを主眼とした。

5 監査の実施内容

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査に必要な調書の提出を求め、関係諸帳簿、書類等の抽出確認を行った。

6 監査の結果

上記 1 から 5 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助事業は概ね適正に執行されているものと認められたが、以下の諸点については、要綱の定め方などに改善を要するものと思われる。

- ① 交付規則第 19 条には、「この規則に定めるもののほか、補助金等の目的、交付の対象、補助率その他必要な事項は、市長が別に定める。」と規定されおり、それぞれの補助金交付要綱は、この規程に基づいて、補助金等の目的、交付の対象、補助率その他必要な事項を定めているものと思われる。

しかし、補助の目的、補助対象事業、交付対象者、補助率又は補助額及び上限額を明記することが望まれるにもかかわらず、必ずしも十分明確に規定されているとは言い難い要綱が散見された。

- ② 要綱は、概ね「告示」の形式をとっているが、中には確認できないものも見受けられた。
- ③ 要綱は、形式的に交付規則の下位にあるので、交付規則を補完することはできるが、それを変更する規程はできない。

しかし、「鳥羽市スポーツ観光推進事業補助金交付要綱」は、その第 7 条で、交付決定

額の変更を伴わない軽微な変更については、交付規則に定める事業変更承認申請を省略できるものとする旨を定めている。

このような規程は、交付規則に違反する無効なものであるので速やかに削除するとともに、変更承認の手続きが必要かどうかについては、交付規則第7条に基づいて判断すべきである。

また、交付規則に規定するものと類似の手続きを定めているが、交付規則による手続きとの関係が明確でないような要綱もみられるなど、要綱の上位法規として交付規則があるという認識が乏しいままに立案されたのではないかと危惧されるものも見受けられた。